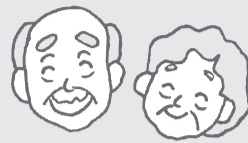


後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療制度のお知らせ



問合せ先 市役所医療年金課医療給付担当 (☎31-4526)

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）について

後期高齢者医療制度で医療機関を利用した場合、医療費の一部（一般は1割、現役並み所得者は3割）を自己負担することとなりますが、1カ月間の自己負担は負担区分に応じて限度額が定められています。世帯全員が非課税となる方は、申請することによりこの限度額が引き下げられます。

減額認定証が適用された方は、入院時の食事代などが軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

◎1カ月の自己負担限度額（医療費のみ、食事代や差額ベッド代等は含みません）

負担区分（自己負担割合）	自己負担限度額（1カ月ごと）	
	外来	外来+入院
現役並み所得者（3割）	4万4,400円	8万100円 + (総医療費 - 26万7,000円) × 1% ※1
一般（1割）	1万2,000円	4万4,400円
住民税非課税世帯（1割）	区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ	8,000円



※1 多数該当（過去12カ月に3回以上高額療養費が支給、4回目以降の場合）の場合は4万4,400円となります。

■減額認定証の申請について

現在、減額認定証をお持ちでない方で、右表の住民税非課税世帯の区分に該当される方は、申請により即日交付します。

特に入院される場合は必ず申請してください。
※既にお持ちの方は申請する必要はありません。



◎非課税世帯の区分

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用	
世帯全員が住民税非課税である方	区分Ⅱ
さらに次のいずれかに該当する方	区分Ⅰ
世帯全員の所得が0円である方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）	
老齢福祉年金を受給されている方	

後期高齢者の健康診査について

問合せ先 市役所国民健康保険課特定健診担当 (☎31-4570)

後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上の方など）の健康診査（健診）を実施しています。病気の予防、病気を悪化させないためには、定期的な健診が重要です。いくつになっても元気でいきいきと過ごすために、健診を受けて健康管理に努めましょう。

年に1回は健診を受けましょう

健診を受けることで、このような良いことがあります。

- 自分の健康を自分で確かめることができます
- 生活習慣病を軽症のうちに見つけることができます
- 病気が悪化していないか確かめることができます
- 病気を悪化させない生活の工夫について知ることができます
- 今の健康生活を続けていく励みになります

健診に必要なもの

- 後期高齢者被保険者証
- 健診料500円
- 受診券（対象となる方には受診券を5月初旬に送ります）
- 介護保険被保険者証

すでに病院を受診されている方も、現在の体の状態を知ることで、自分の健康管理に役立てることができますので、健診を受けることをお勧めしています。

